様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人　今治市医師会

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	第一看護学科	夜・通信	９４単位	１０単位	
		夜・通信			
専門課程	第二看護学科	夜・通信	６６単位	７単位	
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公開 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人　今治市医師会

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営委員会
役割	構成員 学校長以下、学校職員及び外部人材委員 構成員は学校長が選任を行う。 主な審議内容 １.学校の諸規程の制定及び改廃 ２.学校の予算の執行計画 ３.学校の教育計画及び教育内容に関する事項 ４.学校の人事の基準に関する事項 ５.学生及び生徒の定員に関する事項 ６.学生及び生徒の身分に関する事項 ７.学校評価に関する事項 ８.その他学校の運営に関し重要と認める事項 審議の結果は、理事会に報告するとともに、学校長の指示により学校運営に反映させる。

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医師	2026.4.1 ～ 2027.3.31	今治市医師会学校担当理事
医師	2026.4.1 ～ 2027.3.31	今治市医師会学校担当理事
医師	2026.4.1 ～ 2027.3.31	今治市医師会学校担当理事
（備考）外部人材として、今治市医師会の３名の学校担当理事が運営委員会の委員に就任している。全員が医師会の会員（医師）である。		

様式第２号の３【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人　今治市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

授業計画（シラバスの作成）

授業内容、到達目標、成績の方法は、授業計画書（シラバス）に記載されている。

授業計画書（シラバス）の作成は、９月よりシラバス検討会議で、授業評価、看護師国家試験出題基準等に基づき内容を検討する。専任教員は担当する各科目のシラバスを検討する。非常勤講師は原案を教務で作成し、各講師よりの意見をふまえ修正する。１月には全体編集会議を行い、開講前年度３月末までに作成し決定する。

事業計画書の公表

シラバスの公表は決定後３月末までにホームページに公開し、学生への配布は入学時に行う。

授業計画書の公表方法	ホームページにて公開 https://www.imakan.jp/disclosure.html

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

学生の学修成果は、学科試験及び実習評価によって、予め授業計画（シラバス）に設定した成績評価方法で各授業科目の学修評価を行い、単位認定を行っている。

評価

・第一、第二看護学科は、当該科目終了時に随時学科試験を行う。
・やむを得ない理由により学科試験を受けることができない学生は、再試験を受けることができる。
・学科試験及び実習の評価は、１科目について 100 点を満点とし、60 点以上を及第とする。
・学科試験及び実習の成績が及第点に達しない学生は、再試験を行うことができる。
学則第９条（学修評価）

単位の認定

・第一、第二看護学科は、講義・実習等に必要な単位数を履修しているとともに、当該科目の試験に合格していることを確認して行う。
・一つの授業科目について係る出席時間が所定の時間数の３分の２に達しない学生は当該授業科目については、学修の評価を受けることができない。
・第一、第二看護学科の入学生のうち、本校入学前にほかの学校等において履修した科目を有する者について、当該科目の教育内容が本校の教育内容に相当すると認められるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。

学則第 10 条（単位・時間数の認定）
学則第 11 条（入学前の既修得科目の認定）

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
学則施行細則に、学科試験、実習の評価について規定をしている。
（学科試験）学則施行細則第 3 条　履修・単位認定基準第 4 条
・学科試験に対する評価は、優（80 点以上）・良（70 点以上 80 点未満）・可（60 点以上 70 点未満）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。
（実習の評価）学則施行細則第 3 条　履修・単位認定基準第 10 条
・実習の評価は、実習指導者及び専任教員が平素の実習状況及び内容、提出された諸記録並びにレポート等により総合的に行う。
成績の分布状況を算出する基準は、次のとおりとする。
履修科目の成績評価点を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。

客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページにて公開 https://www.imakan.jp/disclosure.html

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）
本校は看護師、准看護師の養成機関として看護師、准看護師に必要な専門知識、技術の教育を行うとともに、教養を高め、豊かな人間性を養い、地域社会に幅広く貢献しうる人材を育成することを目的とする。（学則第 1 条）

期待する卒業生像
第一看護学科
1．看護に必要な基礎的能力・倫理観を身につけ、行動することができる。
2．生活者の状態を理解・判断し、必要な看護を実践できる。
3．自己の看護観を養い、看護に反映・自己研鑽に励むことができる。
4．地域・社会（国内外）の特徴を理解し、必要な看護活動について思考できる。
5．保健・医療・福祉の連携と看護師の役割について理解し、身につけることができる。

第二看護学科
1．地域で生活する対象の健康状態、場に応じた問題解決ができるための知識や技術を身につける。
2．保健・医療・福祉チームの一員として、対象者や家族と協働し、多職種との連携をとりながら、看護の役割が果たせる基礎的能力を身につける。
3．自己理解に努め、他者を尊重して上で人間関係を保ち、深めることができる。
4．豊かな感性を育て、人間を幅広く理解することができる。
5．社会（国内外）の働きに関心を持ち、継続的に自己学習ができる。

卒業の認定
・第一看護学科　学校長は、３年（学則第 18 条第 1 項の規定により入学した者については同条第 4 項の規定により定められた修業すべき年数）以上在学し、学則別表 1 に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の３分の１を超える者については、この限りでない。（学則第 23 条 1 号）
・第二看護学科　学校長は、２年（学則第 18 条第 1 項の規定により入学した者については、同条第 4 項の規定により定められた修業すべき年数）以上在学し、学則別表 2 に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の３分の１を超える者については、この限りでない。

（学則第 23 条 2 号） ・卒業認定は、卒業認定会議に諮り認定する。（学則施行細則第 14 条 6 号）	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページにて公開 https://www.imakan.jp/disclosure.html

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	今治看護専門学校
設置者名	一般社団法人　今治市医師会

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務所に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、希望者には写しを交付する。
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	専門課程	第一看護学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
３年	昼	１０３単位	８０単位		２３単位		
			１０３単位				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240 人	84 人	0 人	10 人	93 人	103 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業方法は、講義・実習で構成され、基礎分野は 14 単位、専門基礎分野は 22 単位、専門分野は 67 単位で、合計 103 単位で構成されている。 教育目標 １.人が持つ多様な価値観・自己について理解し、人間関係の形成ができる。 ２.看護師としての責任を自覚し倫理観・看護観を持ち、自ら行動することができる。 ３.対象者を生活全体でとらえ地域で暮らす生活者として支援することができる。 ４.看護の役割を理解し、多職種と連携・協働する基礎的能力を養うことができる。 ５.社会の変化をとらえ、自身が学び続ける意欲を身につけることができる。 １年次は、基礎分野 7 単位、専門基礎分野 14 単位、専門分野 18 単位（合計 39 単位 1005 時間）を履修する。 教育目標の到達度 他者とのかかわりを通して自己の思考や性格について客観的に捉えることができる。 物事に対して素直に感動して表現できる。
１.健康の概念・変遷を学ぶとともに、多様な健康観を知る。健康に関心を持ち自己管理できる。

2．人間の発達段階を学ぶ。人間の取り巻く環境について学ぶ。看護の基礎知識・技術を学ぶ。生命尊重・生命倫理について学ぶ。
3．保健・医療・福祉について学ぶ。保健・医療・福祉にかかわる職種とその役割について学ぶ。地域の特性を学び、地域に必要な支援について思案することができる。
4．地域の情勢・動向について関心がもてる。日本の情勢・動向について関心がもてる。

2年次は、基礎分野6単位、専門基礎分野6単位、専門分野28単位（合計40単位1,185時間）を履修する。

教育目標の到達度
1．自己の考えを他者に論理的に伝えることができる。自己の性格などの特徴について理解し、行動できる。
2．行事・委員会活動などを通じて自己の役割をはたせる。看護職の倫理の重要性を理解する。
3．人間を身体的・精神的・社会的側面を持つ統一体として理解する。あらゆる健康問題やライフステージにある人々の健康上の問題を理解する。対象に応じた看護援助を選択できる。問題解決できる判断力・応用力の基礎を理解する。
4．地域・社会における看護の役割について学ぶ。保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と位置づけを理解する。
5．国際情勢・動向について関心がもてる。地域・日本の情勢・動向から、必要な看護支援について学ぶ。

3年次は、基礎分野1単位、専門基礎分野2単位、専門分野21単位（合計24単位855時間）を履修する。

教育目標の到達度
1．他者を思いやり、尊重した行動ができる。他者と協力できる関係性を築くことができる。
2．安全を守る看護師としての責任と役割が理解できる。自己の死生観について述べることができる。自己の看護観を述べることができる。
3．実習を通じて対象を統合的に理解し、対象に応じた看護過程の展開ができる。対象に応じた看護過程の展開ができる。対象に応じた看護援助ができる。自己の課題を明確にし、課題を乗り越えるための方策について思考できる。
4．社会における看護ニーズにつて理解できる。チーム医療を行う上で協力する姿勢を身につけ行動できる。実際の場面を通じて、保健・医療・福祉における看護師の役割について理解する。
5．国際社会における看護活動について学ぶ。自己の課題を明確にし、主体的に取り組む姿勢を身につけることができる。

成績評価の基準・方法

（概要）
学科試験に対する評価は、優（80点以上）・良（70点以上80点未満）・可（60点以上70点未満）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
実習の評価は、実習指導者及び専任教員が平素の実習状況及び内容、提出された諸記録並びにレポート等により総合的に行う。

卒業・進級の認定基準

（概要）
本校は、看護師、准看護師の養成機関として看護師、准看護師に必要な専門知識、技術の教育を行うとともに教養を高め、豊かな人間性を培い、地域社会に幅広く貢献し得る人材を育成することを目的とする。
期待する卒業生像
1．看護に必要な基礎時能力・倫理観を身につけ、行動することができる。

2.生活者の状態を理解・判断し、必要な看護を実践できる。
3.自己の看護観を培い、看護に反映・自己研鑽に励むことができる。
4.地域・社会（国内外）の特徴を理解し、必要な看護活動について思考できる。
5.保健・医療・福祉の連携と看護師の役割について理解し、身につけることができる。

卒業の認定
・第一看護学科　学校長は3年（学則第18条第1項の規定により入学した者については、同条第4項の規定に定められた修業すべき年数）以上在学し、別表1に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の3分の1を超える者については、この限りではない。（学則第23条1号）
・卒業認定は、卒業認定会議により認定する。（学則施行細則第14条6号）

進級の認定
・学年進級要件は、1学年次2学年時の先行取得科目（専門基礎分野、専門分野）をすべて修得した者。（学則施行細則第15条）
・進級認定は進級認定会議に諮り認定する。（学則施行細則第14条5号）

学修支援等

（概要）
・クラス担任、教務主任による学習、進路、生活習慣等の個別相談・指導を行い、また、学生の希望により外部カウンセラーとの面接を行い、必要に応じて医療機関を紹介している。
・授業評価を各期末に行い、各教員は授業改善レポートを提出し研鑽している。
・年1回保護者説明会を実施し教育状況の説明を行い、担任と教務主任と保護者による個別面談を行い、各学生の状況について報告している。
・問題が発生した際は、就労学生については所属施設と保護者に連絡を取り問題解決にあたっている。
・技術演習や事例研究等については、時間をかけて個別に指導が受けられるようにしている。
・成績は定期的に送付している。
・最終学年時には、国家試験対策として成績不良者には個別指導をする他、特別講義を実施している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
３９人（100%）	０人（　0%）	３６人（　92.3%）	３人（　7.7%）

（主な就職、業界等）
３６名が医療機関に就職

（就職指導内容）
教務主任による進路ガイダンス、医療機関による就職説明会、クラス担任による就職相談を実施

（主な学修成果（資格・検定等））
看護師国家試験合格率　76.9%

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
１０２人	５人	４．９％
（中途退学の主な理由） 進路変更・学業継続困難（身体・精神・妊娠）		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス担任、教務主任、副校長による個別面接指導実施、保護者への連絡・面接、精神保健福祉士、スクールカウンセラーを外部から委嘱している。		

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	専門課程	第二看護学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
２年	昼	７４単位	58 単位		16 単位		７４単位

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
80 人	16 人	0 人	4 人	77 人	81 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業方法は、講義・実習で構成され、基礎分野は 8 単位、専門基礎分野は 18 単位、 専門分野は 48 単位で、合計 74 単位で構成されている。 教育目標 １．人が持つ多様な価値観・自己について理解し、人間関係の形成ができる。 ２．看護師としての責任を自覚し倫理観・看護観を持ち、自ら行動することができる。 ３．生活者を生活全体でとらえ地域で暮らす生活者として支援することができる。 ４．看護の役割を理解し、多職種と連携・協働する基礎的能力を養うことができる。 ５．社会の変化をとらえ、学び続ける意欲を身につけることができる。 １年次は、基礎分野 3 単位、専門基礎分野 17 単位、専門分野 29 単位（合計 49 単位 1,200 時間）を履修する。 教育目標の到達度 １．対象者と適切にコミュケーションが取れ、よい人間関係を築くことができる。対象者の健康への思いやりや考えを理解できる。 ２．看護過程を展開する方法を理解し、日常生活の援助ができる。看護に必要な基本的知識、技術が科学的に説明できる。

3．自分の住む地域に目を向け社会情勢を把握し、地域社会の関わりについて理解できる。社会資源の種類と活用方法を理解できる。
4．看護の概念が理解できる。社会の変化と保健・医療・福祉の連携や協働を学び、看護の社会的役割を理解できる。
5．自己の目標を計画的にし、学習の意義と方法を身につける。看護実践に必要な知識の学習に取り込むことができる。
6．自己認識ができる。第二看護学科の学生としての学校生活に慣れる。多くの体験と知識を用い、視野を広げることができる。物事に素直に感動できる。心身共に健康が維持できる。

２年次は、基礎分野 5 単位、専門基礎分野 1 単位、専門分野 19 単位（合計 25 単位 825 時間）を履修する。

教育目標の到達度
1．対象者とその家族と適切にコミュニケーションが取れ、よい人間関係を築くことができる。対象者の発達段階やニードの充足状態をアセスメントできる。対象者を健康状態と生活を改善する方法について考えることができる。
2．准看護師教育で修得した看護過程の展開ができる。
3．IT 関係、新聞等により社会情勢に関する情報を得て、地域に生じている諸問題を理解できる。実習を通して対象者の生活を支援する方法を考え実践できる。
4．問題解決できる判断力・応用力を身につける。多職種との連携に必要な看護の社会的役割、またチームの一員としての看護師の役割が理解できる。多職種協働演習を体験し、連携・協働する内容と方法について理解できる。
5．実習で看護実践に活用できる事前学習ができる。物事を科学的・論理的に捉える態度を身につけることができる。月刊誌の連載を継続して読破し、研究的意識を高めることができる。ケースレポートをまとめて発表し、研究的態度を身につける。
6．クラス運営を通して協調性を養い親睦を図る。（責任を持って自己の役割を果たせる）社会人として倫理に基づく常識のある行動がとれる。健康に関心を持ち自己管理ができる。円滑な人間関係を保つことができる。

成績評価の基準・方法

（概要）
学科試験に対する評価は、優（80 点以上）・良（70 点以上 80 点未満）・可（60 点以上 70 点未満）及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。
実習の評価は、実習指導者及び専任教員が平素の実習状況及び内容、提出された諸記録並びにレポート等により総合的に行う。

卒業・進級の認定基準

（概要）
本校は、看護師、准看護師の養成機関として看護師、准看護師に必要な専門知識、技術の教育を行うとともに教養を高め、豊かな人間性を培い、地域社会に幅広く貢献し得る人材を育成することを目的とする。

期待する卒業生像
1．地域で生活する対象者の健康状態、場に応じた問題解決ができるための知識や技術を身につける。
2．保健・医療・福祉チームの一員として、対象者や家族と協働し、多職種との連携をとりながら、看護の役割が果たせる基礎的能力を身につける。
3．自己理解に努め、他者を尊重した上で人間関係を保ち、深めることができる。
4．豊かな感性を育て、人間を幅広く理解することができる。
5．社会（国内外）の動きに関心を持ち、継続的に自己学習ができる。

卒業の認定

・第二看護学科　学校長は２年（学則第 18 条第１項の規定により入学した者については、同条第４項の規定に定められた修業すべき年数）以上在学し、別表２に定める単位数を修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数（学校長が定める欠席の日数を除く。）が出席すべき日数の３分の１を超える者については、この限りではない。（学則第 23 条２号）
・卒業認定は、卒業認定会議により認定する。（学則施行細則第 14 条６号）

進級の認定
・２年次への学年進級要件は、１学年次の先行取得科目（専門基礎分野、専門分野）をすべて修得した者。（学則施行細則第 15 条）
・進級認定は進級認定会議に諮り認定する。（学則施行細則第 14 条５号）

学修支援等

（概要）
・准看護師の資格を生かして就労しながら看護師を目指す学生が大半を占めている。
・クラス担任、教務主任による学習、進路、生活習慣等の個別相談・指導を行い、また、学生の希望により外部カウンセラーとの面接を行っている。
・年１回保護者説明会を実施し教育状況の説明を行い、担任と教務主任と保護者による個別面談を行い、各学生の状況について報告している。
・問題が発生した際は、保護者・就労先の医療機関と連絡を取り問題解決にあたっている。
・最終学年時には、国家試験対策としてチューター制をとり個人指導するとともに、特別講義を実施している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
１０人（100%）	０人（　0%）	９人（　90%）	１人（　10%）

（主な就職、業界等）
９名が医療機関に就職

（就職指導内容）
教務主任による進路ガイダンス、クラス担任による就職相談を実施

（主な学修成果（資格・検定等））
看護師国家試験合格率　90%

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
１９人	０人	０%

（中途退学の主な理由）

（中退防止・中退者支援のための取組） クラス担任、教務主任、副校長による個別面接指導実施、学生の所属施設との連携、保護者への連絡・面接、精神保健福祉士、スクールカウンセラーを外部から委嘱している。

②学校単位の情報

a）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
専門課程第一看護学科	100,000円	480,000円	540,000円	**養成施設費（1年次）170,000円（2.3年次）120,000円 教育実習費130,000円**
専門課程第二看護学科	100,000円	480,000円	370,000円	**養成施設費（1年次）170,000円（2年次）120,000円 教育実習費80,000円**
修学支援（任意記載事項）				
就労学生：養成施設費免除12万円　社会人入試：入学金免除（第一看護学科のみ） 第二看護学科への本校卒業見込みの入学：養成施設費免除5万円				

b）学校評価

自己点検評価結果の公表方法
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校事務所に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、ホームページにて公開する。 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）
学校関係者評価委員会の開催にあたり、委員の選出 関連業界関係者・卒業生・地域有識者で構成 評価委員会において評価する項目 学校評価実施規程により教育理念・教育目的・教育目標、教育課程運営、教授・学習・評価、経営・管理、入学、卒業・進学・就職、地域社会・国際交流、研究の8カテゴリー35項目から選定し実施する。 評価結果を運営委員会議・教務会議に持ち帰り教育活動その他学校運営の改善等事業に反映させる。
第三者評価の委員

所属	任期	種別
高井法律事務所　弁護士	2025年4月1日～ 2027年3月31日	地域有識者
今治社会福祉協議会　会長	2025年8月1日～ 2027年3月31日	関連業界
済生会今治病院　看護部長	2026年5月1日～ 2027年3月31日	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校事務所に備え付け、広く一般の閲覧に供するとともに、ホームページにて公開する。 https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html		

（備考）

c）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
ホームページにて公開　https://www.imakan.ac.jp/disclosure.html